

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産商工本部 畜産課

法令名	佐賀県獣医師修学資金貸与条例	法令の番号	平成5年 第17号
不利益処分の種類	貸与の停止	根拠条項	第5条
処分基準	知事は、修学資金の貸与を受けている者が大学を休止したときは、その期間、修学資金の貸与を停止する。		
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	畜産課
	2 弁明の機会の付与	交付機関	畜産課
			目次 NO